

令和 8 年度 明石市障害福祉サービス等情報公表制度実施の基準等について

目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を次のとおり定める。

情報の公表を行う障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う障害福祉サービス等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

- (2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

- (3) 指定計画相談支援

- (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

- (5) 指定障害児相談支援

- (6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第 65 条の 9 の 6 並びに児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、この基準等で定める基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

基準日

2026 年 4 月 1 日

実施期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

事業者が報告する単位、内容及び方法

(1) 報告の単位

障害福祉サービス等情報(障害福祉サービス等事業者経営情報を除く)の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行うものとする。障害福祉サービス等経営情報の報告は、原則、障害福祉サービス事業所単位で行うものとするが、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

(2) 報告の内容

ア 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

別添1 基本情報及び別添2 運営情報並びに別添3 経営情報

イ 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

別添1 基本情報

※ 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添3の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。

※ 事業所等の財務状況が分かる書類(財務諸表又は計算書類等)は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表(事業活動計算書(損益計算書)、貸借対照表(バランスシート)及び資金収支計算書(キャッシュフロー計算書))を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

※ 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とするものとする。

(3) 報告の方法

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下「公表システム」という。)により市長へ報告する。

報告の開始時期

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

2026年5月1日

- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者
指定障害福祉サービス等の指定を受けた日（ただし、その日が(1)の開始日より早い場合は(1)と同じとする。）
- (3) 障害福祉サービス等経営情報の報告は、障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

報告の期限

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
2026年7月31日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者
指定障害福祉サービス等の指定を受けた日から1か月以内（ただし、その期限が2026年7月31日より早い場合は2026年7月31日とする。）
- (3) 障害福祉サービス等経営情報の報告の期限は、障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。

公表の時期

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
報告後2か月以内
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者
報告後1か月以内
- (3) 障害福祉サービス等経営情報の公表時期は、毎年度公表することとする。

更新の取扱い

定期報告は年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更のあったときは、その都度、事業者は市長へ報告を行う。

是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表を行う。

苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は、明石市福祉局生活支援室障害福祉課とする。

その他

この基準等に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和8年4月1日制定）
この基準等は、制定の日から施行する。